令和　８年（ケ）第　　５２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
高松地方裁判所民事部不動産執行係
裁判所書記官　清　水　智　文

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１１日　午後　４時３０分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 高松地方裁判所開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１３日　午後　１時３０分 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却実施期間	令和　８年１２月１７日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２３日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※　特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前９時００分から午後４時００分までです。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,580,000 5,264,000	一括	1,316,000	58,150	0
1	30,000				
2	1,680,000				
3	4,870,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　５２号

物　件　目　録

１　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山

　　地　　番　　２６２８番９８０

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　２２４平方メートル

　　持分７分の１

２　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山

　　地　　番　　２６２８番９９０

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１８５．３２平方メートル

３　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山　２６２８番地９９０

　　家屋　番号　　２６２８番９９０

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５６．８５平方メートル
　　２階　５７．５３平方メートル

令和　8年（ケ）第　　52号

物　件　明　細　書

令和　8年10月28日
高松地方裁判所民事部不動産執行係
裁判所書記官　清　水　智　文

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　５２号

物　件　目　録

１　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山

　　地　　番　　２６２８番９８０

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　２２４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分７分の１

２　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山

　　地　　番　　２６２８番９９０

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１８５．３２平方メートル

　　所有者　Ａ

３　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山　２６２８番地９９０

　　家屋　番号　　２６２８番９９０

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５６．８５平方メートル
　　２階　５７．５３平方メートル

　　所有者　Ａ

令和８年(ケ)第５２号
令和８年７月１４日受理
令和８年８月１２日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所
執行官　　緒　方　慎　也

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　52号

物　件　目　録

1　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山

　　地　　番　　２６２８番９８０

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　２２４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分７分の１

2　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山

　　地　　番　　２６２８番９９０

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１８５．３２平方メートル

　　所有者　Ａ

3　所　　在　　綾歌郡宇多津町字平山　２６２８番地９９０

　　家屋　番号　　２６２８番９９０

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５６．８５平方メートル
　　２階　５７．５３平方メートル

　　所有者　Ａ

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	綾歌郡宇多津町字平山２６２８番９８０（登記簿上の所在地番）
土地	物件１
現況地目	□宅地　（物件　　）　■公衆用道路（物件１　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□ □　　［
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者ら　　□その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している □上記の者が更地の状態で占有している ■上記の者が公衆用道路として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	債務者兼所有者持分７分の１
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（２枚目）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	香川県綾歌郡宇多津町２６２８番地９９０
土地	物件２
現況地目	■宅地（物件２　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を　居宅（空き家）　として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 □ある　保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （債務者兼所有者）	1　私は本件各物件の所有者です。 2　以前は、本件建物に家族で住んでいました。８年位前に私は別の場所に住むようになり、１、２年前にそれまで本件建物を使用していた家族も家を出て、今は空き家状態です。 3　本件建物の鍵について、売却等を依頼している不動産会社に預けています。私は、立入調査の立会いはしませんので、上記不動産会社から鍵を借りて適宜、調査してください。なお、敷地南側にある物置の鍵は本件建物内に置いている可能性がありますが、詳しい置き場所は覚えていません。 4　本件建物に特に不具合等はなかったと思います。本件建物は、屋根に太陽光パネルを設置しているオール電化住宅です。なお、蓄電池はありません。太陽光発電システムに関するローンは完済しており、同システムも特に不具合等はなかったと思います。 5　建物内及び敷地内には残置物が多少あると思います。いずれも不要な物なので処分してもらって構いません。 6　本件建物の敷地北側に電柱がありますが、私が敷地使用料を受領しているかよく覚えていません。
■株式会社NTTフィールドテクノ担当者	1　本件建物の敷地内に当社が管理する電柱及び支線ワイヤーが設置されています。 2　敷地料は年間1，500円で、土地所有者であるＡに対して３年分をまとめて前払いしています。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執 行 官 の 意 見

■

1　本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述等及び現況から２枚目及び３枚目記載のとおり認めた。

2　本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

3　本件各土地は、非線引都市計画区域内に存在し、物件２土地は、北側を幅員約５ｍの舗装私道（物件１、建築基準法４２条１項２号道路、所有者：Ａほか８名）に接道している。なお、物件１土地は、北東側を幅員約６～９ｍの舗装町道（建築基準法４２条１項１号道路）に接している。

4　本件各土地と周辺の土地との境界及び本件各土地間の境界は、いずれも現況上明らかで、１４条１項地図及び地積測量図が存在する。

5　物件２土地の南側に簡易物置（動産）が存在する。なお、同簡易物置（動産）内の残置物の有無は不明である。上記土地の北側には電柱及び支柱ワイヤーが存在する。なお、同電柱及び支柱ワイヤーについて、設置会社から同土地所有者Ａに対し、敷地料として年１，５００円を支払っている（３年分前払い）とのことであった。

6　物件３建物は、経年劣化（築後約２２年経過）が認められる。同建物は、太陽光発電パネルやＩＨクッキングヒーター、ヒートポンプ給湯機が設置されたオール電化住宅である。Ａによると太陽光発電パネルに関するローンは完済済みとのことであった。

7　物件２土地上及び物件３建物内に、家財道具類等が残置されている。Ａによると「いずれも不用品で処分してもらって構わない。」とのことであった。

8　物件３建物は、空き家状態であり、建物設備が正常に作動するか不明である。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月16日（木） 9：00－9：10	高松法務局	周辺土地等調査
令和8年7月17日（金） 10：00－10：10	広域水道企業団中讃ブロック統括センター	給配水管等調査
令和8年7月17日（金） 10：30－10：40	高松法務局丸亀支局	周辺土地等調査
令和8年7月17日（金） 11：00－11：20	宇多津町役場	公法上の規制等調査
令和8年7月17日（金） 11：30－12：00	物件所在地	物件確認、写真撮影、接道外観等調査
令和8年7月17日（金） 13：00－13：10	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年7月17日（金） 15：00－15：30	当庁	Aから聴取（電話）
令和8年7月23日（木） 11：00－12：00	物件所在地	物件調査、写真撮影、評価人同行
令和8年8月3日（月） 10：45－11：00	当庁	株式者NTTフィールドテクノ担当者から聴取（電話）

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和8年7月23日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Ｂを立ち会わせ、Aから借り受けた鍵を使用して解錠し、建物内に立ち入った。

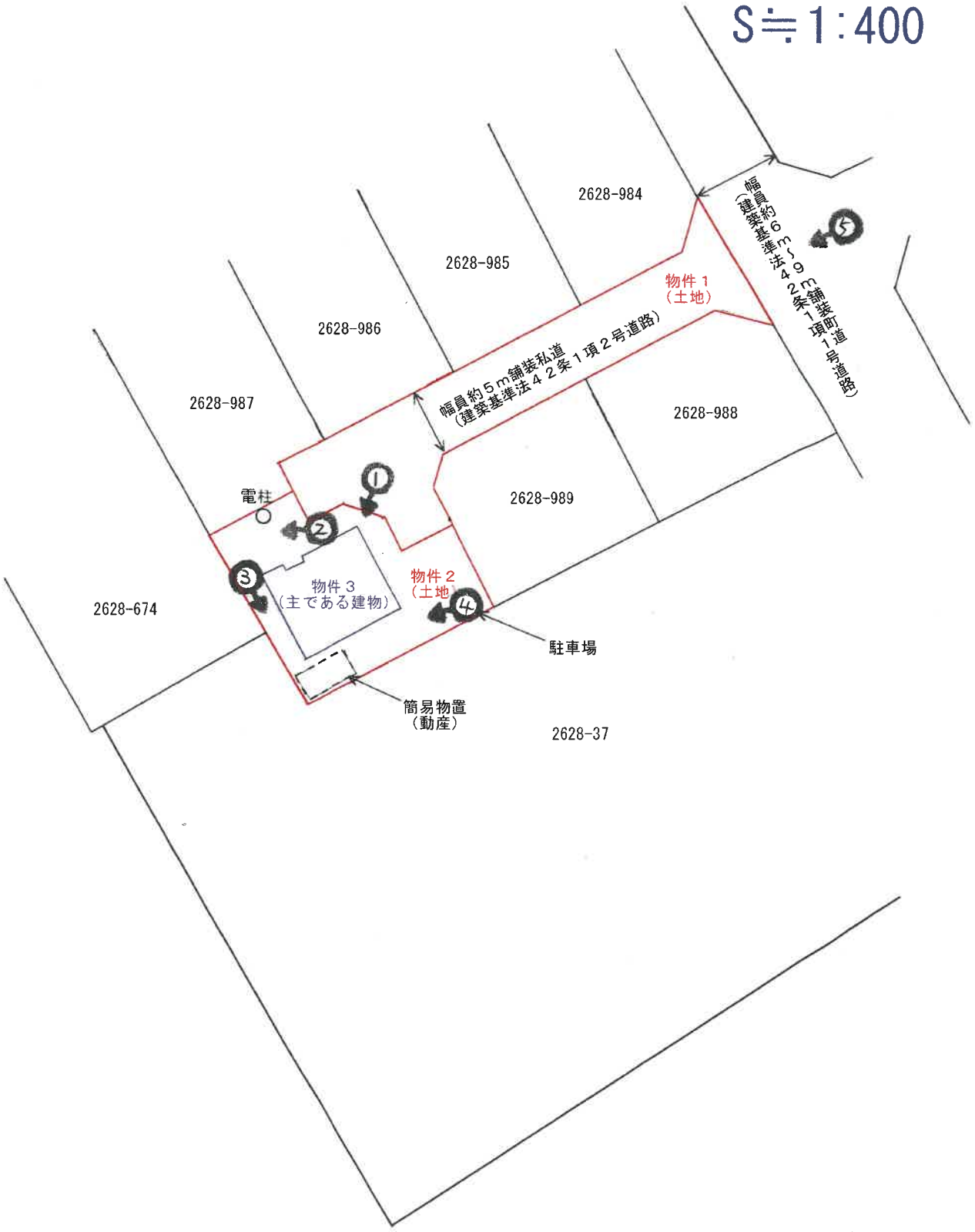
□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図
（概略図）

N

S≒1:400

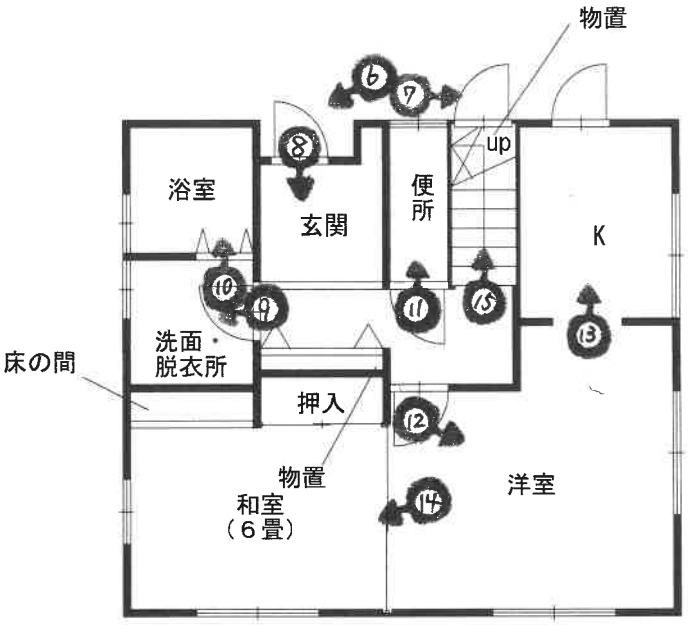


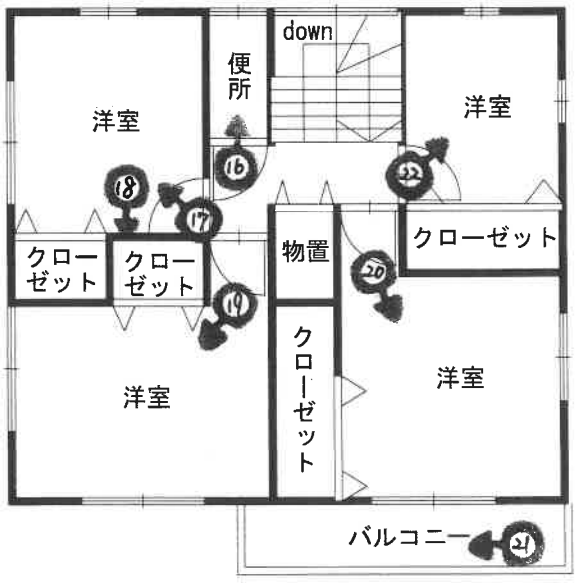
※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の番は、公図等に基づいて記載している。

（７枚目）

建物間取図
（概略図）

物件３
（主である建物）





※概略図であり、現況と相違する場合がある。

1



本件物件の外観

2



物件２土地北側の状況

3



物件２土地西側の状況

4



物件２土地南側の状況

5



物件１土地の状況

6



物件３建物玄関付近の状況

7



物件３建物物置付近の状況

8



物件３建物玄関内付近の状況

９



物件３建物洗面・脱衣所の状況

１０



物件３建物浴室の状況

１１



物件３建物１階便所の状況

１２



物件３建物１階洋室の状況

１３



物件３建物キッチンの状況

１４



物件３建物１階和室の状況

１５



物件３建物階段の状況

１６



物件３建物２階便所の状況

１７



物件３建物２階西側洋室の状況

１８



物件３建物２階西側洋室壁の修繕箇所の状況

１９



物件３建物２階南側洋室の状況

２０



物件３建物２階東側洋室の状況

２１



物件３建物２階バルコニーの状況

２２



物件３建物２階北側洋室の状況

令和８年（ケ）第５２号
令和８年７月２３日現地調査
令和８年８月１０日評　　価

高松地方裁判所　御中



評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
森　英起

第１　評価額

一　括　価　格	
金６，５８０，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金３０，０００円
物件２（土地）	金１，６８０，０００円
物件３（建物）	金４，８７０，０００円

①　一括価格は、物件１乃至物件３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
②　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③　物件２の土地の内訳価格は、物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	綾歌郡宇多津町字平山 2628番980 公衆用道路 224㎡(持分7分の1)	同左
2	所在 地番 地目 地積	綾歌郡宇多津町字平山 2628番990 宅地 185.32㎡	同左
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	綾歌郡宇多津町字平山2628番地990 2628番990 居宅 木造スレート葺2階建 1階 56.85㎡ 2階 57.53㎡	同左
番号	特記事項		
	・特になし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件２）※物件１は特記事項欄参照

位置・交通	JR予讃線「宇多津」駅の北東方約1.6km（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	受命物件の存する近隣地域は宇多津町の平山地区に位置し、塩田跡地に造成された中規模住宅団地である。当該地域においては、200㎡前後の敷地に住宅としての使用を標準的使用とする。需要は横這い傾向で推移しており、価格は横這い基調で進捗するものと予測する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% － －
画地条件	規模　185.32㎡（公簿） 間口　北側約15m 奥行　約15m（西側最大） 形状　ほぼ整形 地勢　普通	
接面道路の状況	現況幅員約5m舗装私道にほぼ等高に北面 （建築基準法42条1項2号道路） （中讃土木事務所総務課建築指導担当調）	
土地の利用状況及び隣地の状況	物件3の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は、東側が住宅、西側が住宅、南側が駐車場、北側が住宅として利用されている。	
供給処理施設	上水道　有り ガス配管　有り 下水道　有り	
特記事項	・北側接面私道（地番2628番980、公衆用道路、224㎡）の持分7分の1が売却対象となっている（物件1）。 ・本件土地と周辺の土地との境界及び本件各土地間の境界は、何れも現況上明らかである。 ・南側に簡易物置（動産）が、北側に電柱及び支柱ワイヤーが存在する。なお、簡易物置は施錠されており、中身については確認できなかった。 ・土壌汚染については、登記等による地歴調査等によれば、その可能性は低いものと思料される。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門	

特　記　事　項	調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財については、宇多津町教育委員会生涯学習課での調査によると、本件土地自体には包蔵地の指定はないことを確認したので、当該要因については考慮外として評価する。 ・洪水及び高潮浸水想定区域に該当する(国土交通省が公開する「重ねるハザードマップ」参照)。

以　下　余　白

2　建物の概況及び利用状況（物件３）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　平成１６年８月９日新築 経　過　年　数　　新築から約２２年 経済的残存耐用年数　　約８年
仕　　様	構　造　木造 屋　根　スレート葺 外　壁　サイディング等 内　壁　ビニールクロス等 天　井　ビニールクロス、木板等 床　　フローリング、畳等 設　備　電気、排水設備、オール電化、太陽光発電システム等 その他　－
床面積（現況）	1階56.85㎡、2階57.53㎡、合計114.38㎡である。
現況用途等	階　　層　2階建 現況用途　住宅 間取り　（建物間取図のとおり）
品　　等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	占有状況については、現況調査報告書のとおり。
特記事項	・経年劣化が見受けられる。 ・太陽光発電パネル、IHクッキングヒーター、ヒートポンプ給湯器が設置された、いわゆるオール電化住宅である。 ・室内に若干の家財道具類が残置されている。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。

以　下　余　白

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１及び物件２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地　積（㎡） ウ	持分 エ	建付減価 オ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ×オ
1	31,800	0.05	224	1/7	—	51,000
2	31,800	0.95	185.32	1/1	1.00	5,599,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　宇多津－2

公示価格等　　時点修正　　標準化補正　地域格差　標準画地価格

31,500 円／㎡ × 100／100 × 100／100 × 100／99 ≒ 31,800 円／㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……必要なし

◇地域格差：……画地条件(幅員等)-1%(0.99)

イ　個別格差：……(物件1)

私道敷-95%(0.05)

(物件2)

街路条件(系統・連続性)-5%(0.95)

ウ　地積：……登記数量による

エ　建付減価：……必要なし

（２）建物価格（物件３）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向，消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
3(主である建物)	155,000	114.38	0.30	5,319,000

ア　再調達原価(主である建物)

建物本体に加え、太陽光発電設備も考慮して査定した。

ウ　現価率

物件3(主である建物)

経過年数を約22年、経済的残存耐用年数を約8年とした定額法と観察減価法(必要なし)を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{8}{22+8}\right] \times (1-0.00) \fallingdotseq 0.30$$

観察減価

2　評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円）ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円）ア×イ
2	5,599,000	0.50	法定地上権	2,800,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を0.50と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円）ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円）イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）（ア±イ）×ウ×エ×オ
1	51,000	－		1.00	0.60	30,000
2	5,599,000	－2,800,000		1.00	0.60	1,680,000
3	5,319,000	＋2,800,000	1.00	1.00	0.60	4,870,000
一括価格（合計）						6,580,000

ウ　占有減価修正：必要なし

エ　市場性修正：必要なし

オ　競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等（宇多津－２）

所　　在：綾歌郡宇多津町字平山2628番373
価　　格：31,500円／㎡
位　　置：ＪＲ予讃線「宇多津」駅の北東方約2.1km（道路距離）
価 格 時 点：令和8年1月1日
地　　積：156㎡
供給処理施設：水道、下水、ガス
接 面 街 路：南東側4.3m町道に接面
用途指定等：非線引都市計画区域
　　第一種中高層住居専用地域
　　（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：一般住宅等が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2　固定資産税評価額（令和8年度）

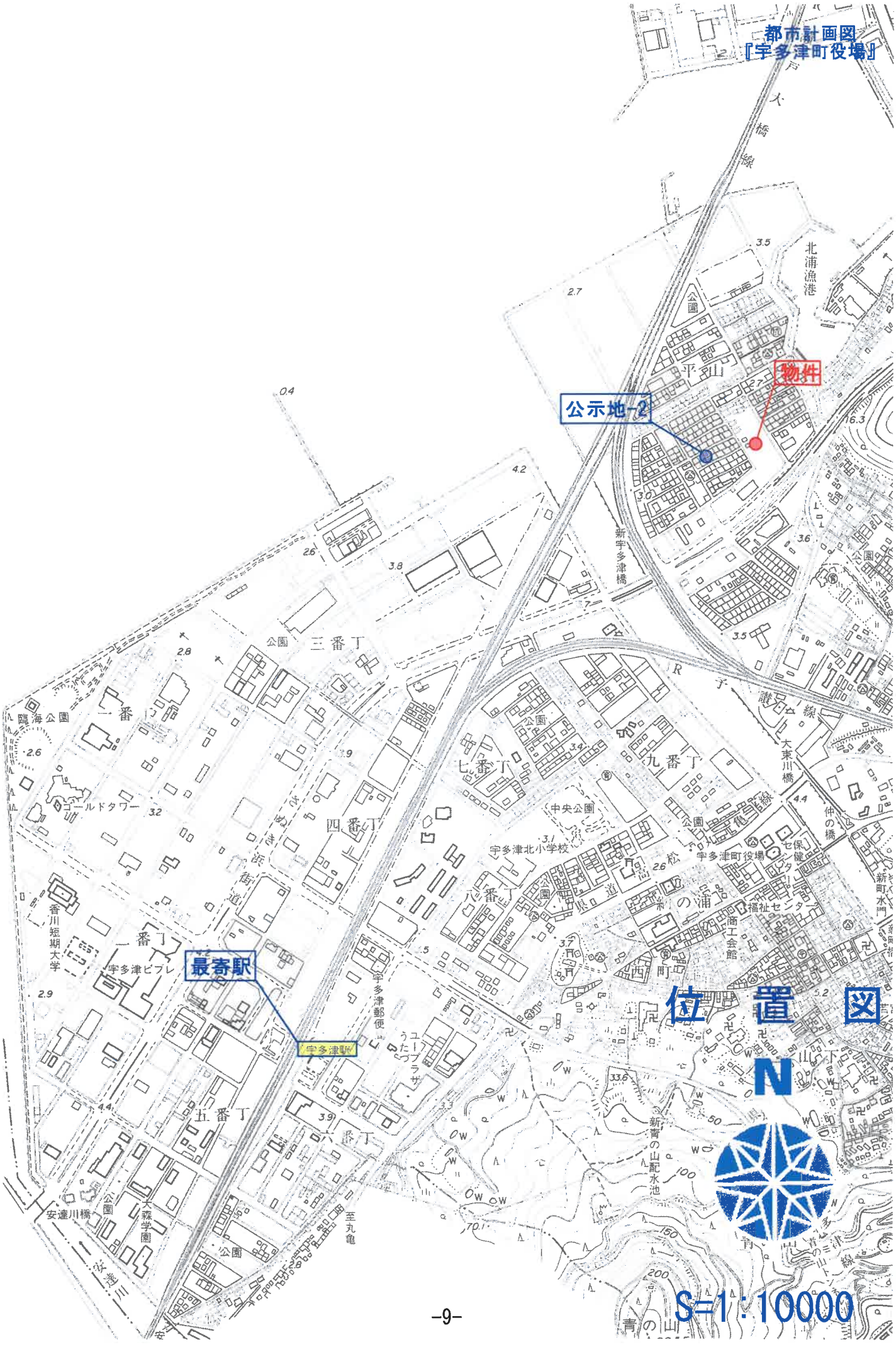
物件１　　0円
物件２　　3,539,612円
物件３　　3,563,664円

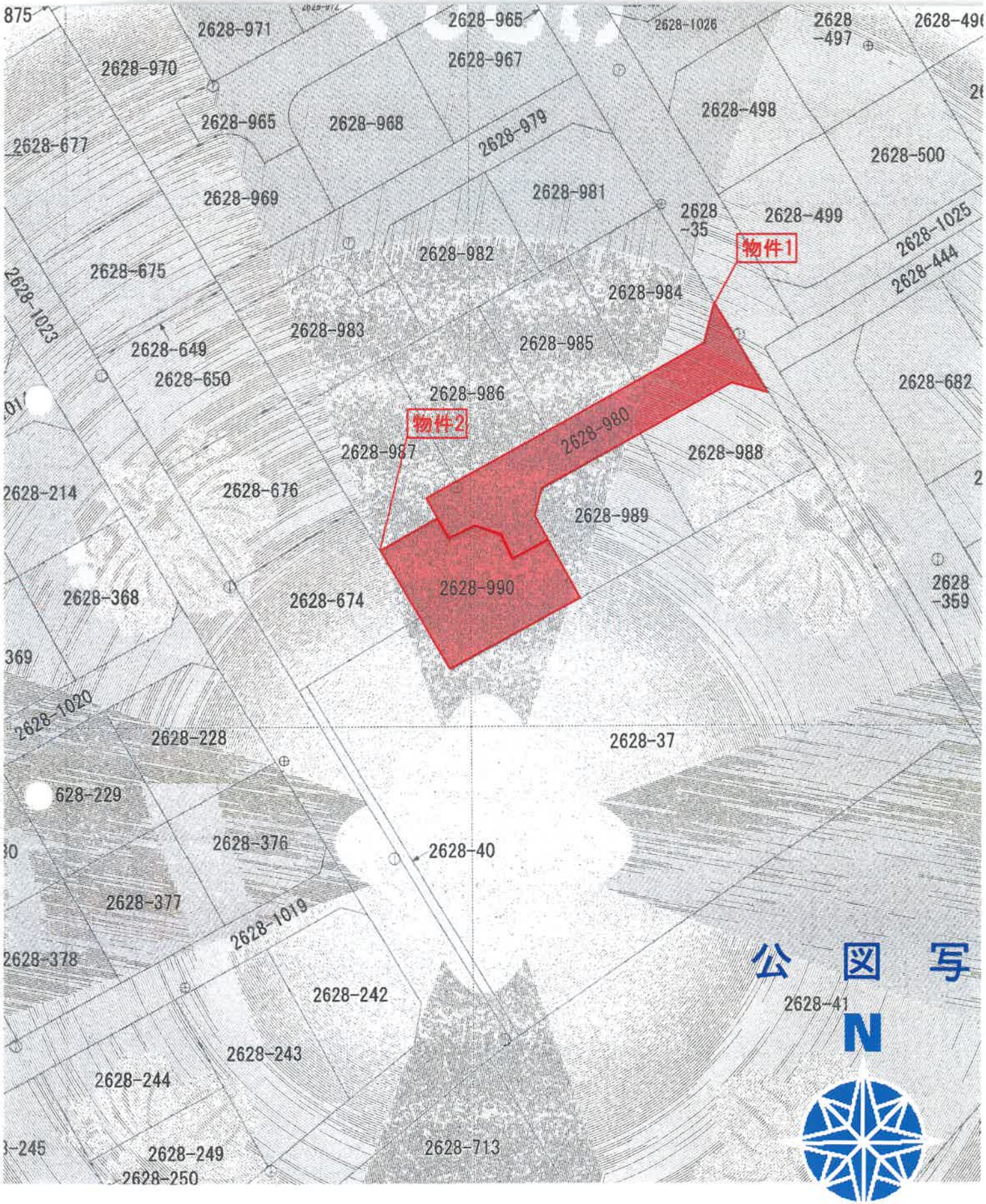
ここに掲げた参考価格資料は，当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり，ここに掲げた額とは，その性質上異なる額である。

第７　附属資料の表示

１　位置図
２　公図写
３　地積測量図写
４　建物図面・各階平面図写
５　土地建物位置関係図
６　建物間取図

以　上


都市計画図
『宇多津町役場』
物件
公示地-2
最寄駅
宇多津駅
位置図
N
S=1:10000


物件1
物件2
2628-980
2628-990
2628-987
2628-986
2628-984
2628-985
2628-983
2628-982
2628-981
2628-979
2628-968
2628-965
2628-971
2628-970
2628-967
2628-965
2628-1026
2628-497
2628-498
2628-500
2628-499
2628-35
2628-1025
2628-444
2628-682
2628-988
2628-989
2628-37
2628-40
2628-41
2628-359
2628-674
2628-676
2628-368
2628-214
2628-228
2628-229
2628-376
2628-377
2628-1019
2628-378
2628-242
2628-243
2628-244
2628-249
2628-250
2628-713
2628-1020
2628-1023
2628-649
2628-650
2628-675
2628-677
2628-969
公図写
N

S=1:500

日　平成16年1月28日　　次頁に図面に関する変更内容

「座標系が確認できないため，任意座標と取り扱った。」

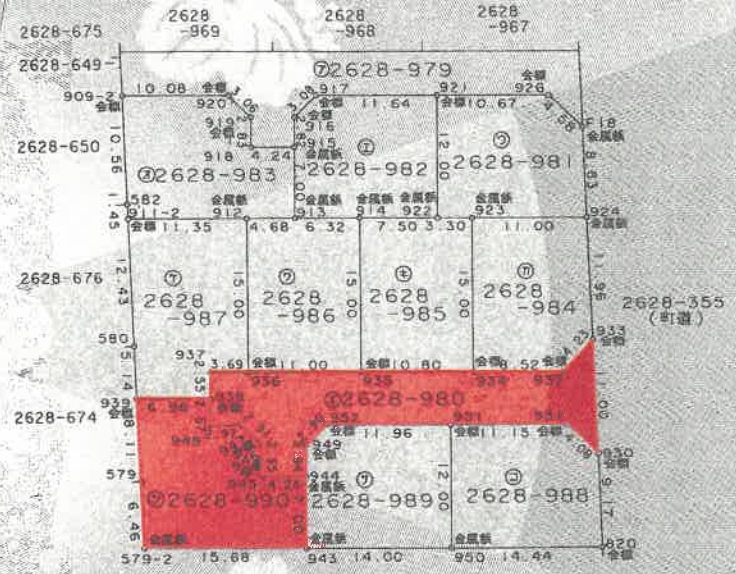
地番	2628-980～2628-990
土地の所在	綾歌郡宇多津町字平山

地積測量図 (1/2)

（附録八号）

0452609

前 2628-979



[redacted]

H 16.1.28

作製者	[redacted]	縮尺	1/500
申請人	[redacted]		

（香川県土地家屋調査士会用紙）

平成16年1月28日

(1/4)

物件1,2

A3版を縮小

月日：平成16年8月19日

各階平面図

家屋番号	2628-990
建物の所在	綾歌郡宇多津町字平山2628番地990

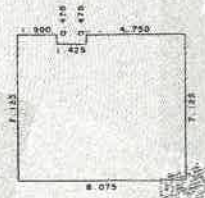
建物図面 各階平面図

16.8.19

1552332

（附録八号―四・五）

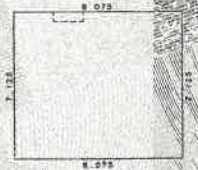
1階



求積表

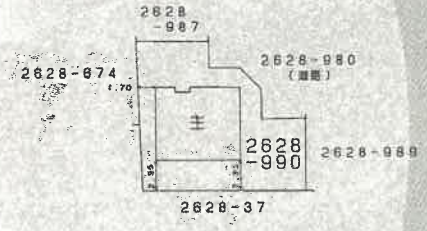
7.125	× 1.900	=	13.537500
6.650	× 1.425	=	9.476250
7.125	× 4.750	=	33.843750
合計			56.857500
床面積			56.85 ㎡

2階



求積表

7.125	× 8.075	=	57.534375
			57.534375
床面積			57.53 ㎡



昭和/平成 16年8月19日登記

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（香川県土地家屋調査士会用紙）

物件3

A3版を縮小

土地建物位置関係図
（概略図）

N

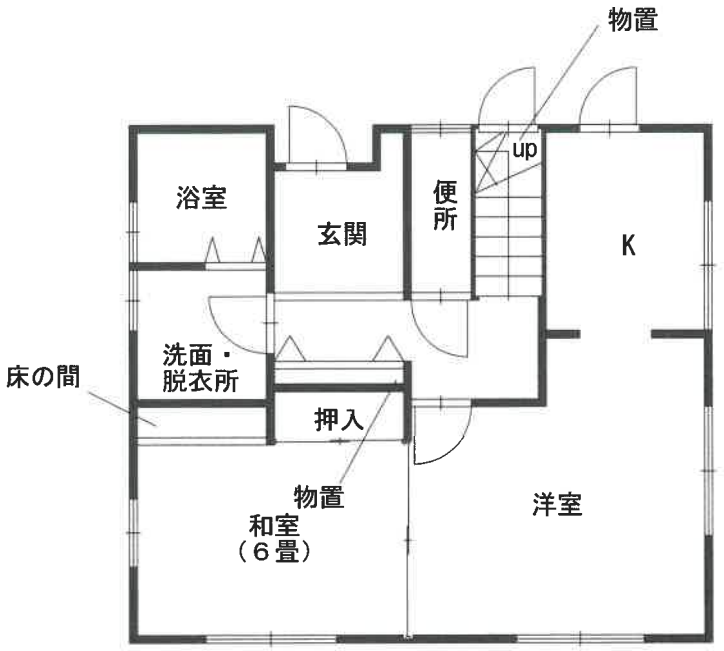
S≒1:400

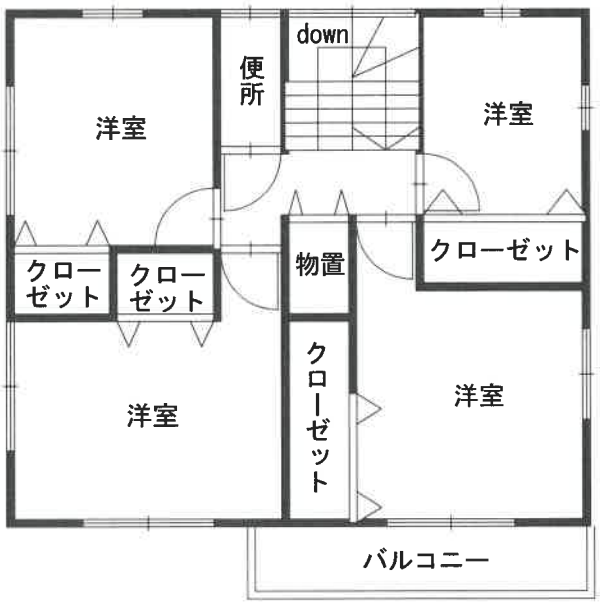


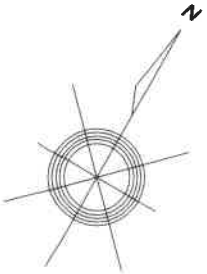
※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、公図等に基づいて記載している。

建物間取図（概略図）

物件３（主である建物）







※概略図であり、現況と相違する場合がある。